

相続税増税時代の到来



税理士法人タックスサポート・イトカズ 税理士

糸数 弘和
(いとかずひろかず)

先月いよいよ社会保障と税の一体改革が法律として成立しました。消費税の部分が最もクローズアップされがちですが、以前から話題になっていた相続税の改正をはじめとする様々な税制改正が2012年度度税制改革に組み込まれました。改めて復習すると共に影響を考えてみたいと思います。

相続税の改正と社会保障と税の一体改革

新聞等で報道されている通り、長い間国会で様々な事情の下で議論され、ようやく8月10日に成立しました。与野党の調整の中で、本来一体改革の中に組み込まれていた消費税以外の税目については、2013年度度税制改正で議論されることになりました。こうして消費税の増税が2014年と2015年の二段階で行われることが決定しました。相続税はもともと2015年に改正される予定でしたが、改めて議論される模様です。

相続税改正の内容

相続税は先程ふれたように元々のスケジュールよりも先延ばしにした形で取り組まれることになりました。それでも具体的な手続きに入ることになり、いよいよ様々な「相続対策」が話題になると思います。改めて内容を確認してみましょう。

①基礎控除の見直し 現在税金のかかる範囲を示す基礎控除は5000万円ですがこれを3000万円に減少します。家族の人数により加算される範囲についても同様に減額されます。

相続税の基礎控除 (相法 15)

区分	改正前	改正後
定額控除の金額	5,000万円	3,000万円
法定相続人比控除の金額	1,000万円×法定相続人数の数	600万円×法定相続人数の数

②税率の見直し 高額課税価格の税率が5%きざみになり、最高55%の税率となります。課税価格(財産から負債を引いた金額)が2億円に満たないものは現行の税率が適用されます。

相続税の税率構造 (相法 16)

改正前		改正後	
金額	税率	金額	税率
1,000万円以上の金額	10%	同左	同左
3,000万円以上の金額	15%	同左	同左
5,000万円以上の金額	20%	同左	同左
1億円以下の金額	30%	同左	同左
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%
—	—	3億円以下の金額	45%
3億円超の金額	50%	6億円以下の金額	50%
—	—	6億円超の金額	55%

③生命保険非課税枠や贈与税の見直し 現在死亡保険金などの受取保険金は相続人一人当たり500万円まで非課税となっていますが、この一人の条件を厳しくしようというものです。また、生前の贈与をしやすくするために、高額な税である贈与税の税率構造を財産の移転者間の関係で差をつけようとする案も出ております。

増税の効果と対策

以上のような改正が行われると、比較的一般的な相続税を納税する場合(課税価格2億円未満)の試算で200万円前後税額が増えると言われております。したがって、今まで相続税に縁のないサラリーマン層でも納税が生じる可能性が高まります。一番対策で必要なことは資産を点検して税金の対象になるのか確認することです。そして家族、特にお子様達にその資産を引き継ぐのかという展望を真剣に考えることです。生き方が多様化する中で、全て老後で使うという選択肢もあるでしょうし、逆に確たる形にしないといけなかもしれません。その上で様々なテクニックを検討していくことをお願いしたいと思います。